

小山市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団排除に関する基本理念を定めることにより、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する市の施策の基本的事項、青少年の健全な育成を図るための措置及び暴力団員等又はその指定する者等に対する利益の供与等の禁止等を定めることにより、暴力団排除に関する施策を総合的に推進し、もって市民生活の安全と平穩の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員等による不当な行為の防止及びこれによる市民の生活又は事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民 市内に住所を有し、通勤若しくは通学をし、又は滞在する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (7) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が社会の様々な分野における活動に不当な影響を及ぼす存在であることを全ての市民等が認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を恐れないことを基本として、市、市民等、関係機関及び関係団体が相互に連携及び協力を図りながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、法第32条の2第1項の都道府県暴力追放運動推進センターとして栃木県公安委員会が指定する者その他暴力団排除を目的として活動を行う団体及び市民等と相互に連携を図るものとする。
- 3 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、前項に規定する関係団体に対し、当該情報を提供するものとする。この場合において、特に必要と認められるときは、市民等に対しても当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自発的に、かつ、相互の連携を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備に係る活動を含む。)に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団に利益を与えることのないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、市、警察その他関係機関に対し当該情報を提供するよう努めるものとする。

(契約締結事業者の責務)

第6条 市と市の事務又は事業に係る契約を締結した事業者(以下「契約締結事業者」という。)は、暴力団員等又は密接関係者(暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有するものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)であることを知りながら、これらのものに当該契約の履行に関する業務を行わせてはならない。

- 2 契約締結事業者は、当該契約に関する業務に対し暴力団員等から不当要求行為等(自己又は他人の利益を図る目的で行う違法又は不当な要求行為等として規則で定めるものをいう。以下同じ。)を受けたときは、直ちにその旨を市、警察その他関係機関に対し通報するものとする。

(職員等への不当要求行為等に対する措置)

第7条 市は、職員が暴力団員等による不当要求行為等に対し、適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者であって市が指定したものをいう。以下同じ。）が行う公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設であって市が設置したものをいう。以下同じ。）の管理の業務に係る暴力団員等による不当要求行為等に対し、適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第8条 市は、公共工事の発注、契約その他の市の事務又は事業の執行に当たっては、暴力団の活動を助長し、暴力団に利益を与えることのないよう、暴力団員等又は密接関係者に対する入札の参加制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設における措置）

第9条 市及び指定管理者は、公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。この場合において、既に公の施設の利用を許可している場合は、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

2 市は、暴力団又は密接関係者を公の施設の指定管理者に指定してはならない。

（市民等に対する支援等）

第10条 市は、市民等が暴力団排除のための活動を自主的に、かつ、相互連携を図りながら取り組むことができるよう、警察その他関係機関と緊密に連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うとともに、市民等の安全の確保に配慮するものとする。

2 市は、暴力団排除の重要性について市民等の理解を深めるための必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（青少年に対する教育のための措置）

第11条 市は、その設置する中学校において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員の犯罪行為による被害を受けないようにするための必要な教育が行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 保護者その他青少年の育成に携わる者は、青少年に対し、暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員の犯罪行為による被害を受けないようにするための必要な指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、青少年の育成に携わる者に対し、前項に規定する措置を講ずるための情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（暴力団員等に対する利益の供与等の禁止）

第12条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的（第三者を介した後にこれらに資することを知っている場合を含む。）で、暴力団、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与をし、又は不動産の譲渡若しくは貸付け（地上権の設定を含む。）その他の契約の締結をしてはならない。

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第13条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団の威力を利用すること、自己が暴力団と関係あることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。